

平成 28 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ッ グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内 川 淳 一 郎
(東 証 第 一 部 ・ コ ー ド 番 号 4 2 8 6)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 経 営 企 画 室 長 平 賀 一 行
(T E L 0 3 - 3 4 0 8 - 3 0 9 0)

株式給付信託(J-ESOP)の導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日付で「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表致しましたが、本日、本信託の設定時期、当初信託する金額等の詳細について、決定致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

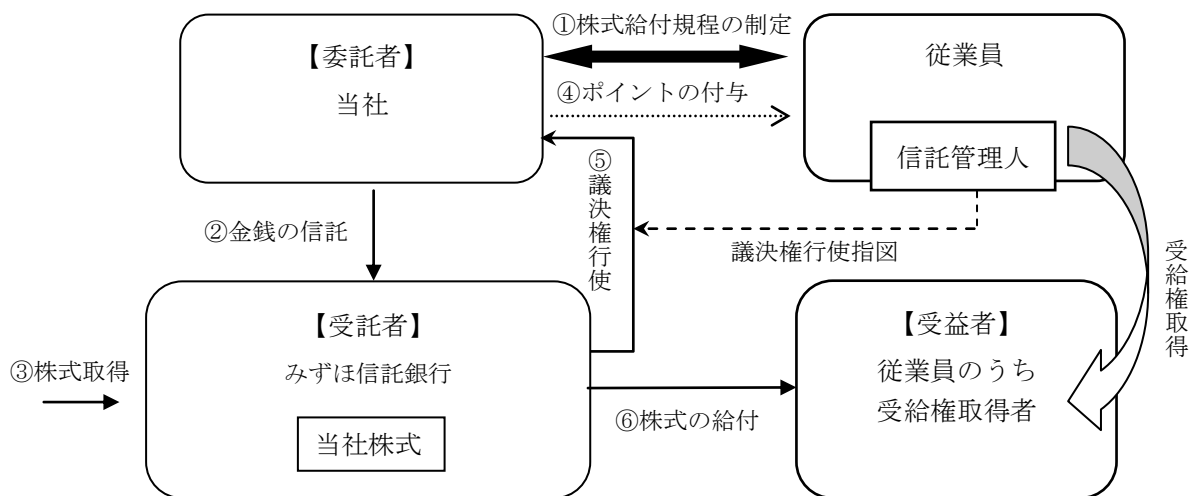
なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 444,400 株 (平成 28 年 6 月 30 日現在)のうち 100,000 株 (71,400,000 円)を資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委 託 者 | 当社 |
| (4) 受 託 者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (5) 受 益 者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (6) 信託管理人 | 当社の従業員より選定 (予定) |
| (7) 信託契約日 | 平成 28 年 8 月 18 日 |
| (8) 信託設定日 | 平成 28 年 8 月 18 日 |
| (9) 信託の期間 | 平成 28 年 8 月 18 日から信託が終了するまで
(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。) |
| (10) 制度開始日 | 平成 28 年 8 月 18 日 |
| (11) 株式取得金額 | 71,400,000 円 |

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するため信託銀行（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上